

第26回 鬼北町農業委員会総会 進行原稿

1. 開催日時 令和7年8月20日(水) 午後13時30分～

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(14名)

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	松浦栄
5	中本誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員(0名)

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第97号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第98号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について

日程第5 議案第99号 鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	主幹	新谷茂	主事	水代康成
----	------	----	-----	----	------

7. 会議の概要

事 務 局	(司会進行)
会 長	(会長挨拶)
事 務 局	(司会進行)
議 長	ただいまの出席委員は14名であります。杉本推進委員、毛利推進委員、山本推進委員より欠席の連絡を受けております。定数に達しておりますので、これより第26回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりいたします。各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に10番 ^{やました} 山下 ^{のぶてる} 展輝 委員、11番 ^{あさの} 浅野 ^{たけし} 剛志 委員、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	続いて日程第2 議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、 ^{せいけとしあき} 清家壽秋委員より説明願います。
清 家 委 員	議席番号9番 清家です。 議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第96号 順位1番 説明】
清 家 委 員	8月18日に譲受人、西川推進委員、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第96号 順位1番 説明】
清 家 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 2 番について、篠崎委員より説明願います。
篠 崎 委 員	議席番号 3 番 篠崎です。 議案第 9 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 9 6 号 順位 2 番 説明】
篠 崎 委 員	8 月 1 8 日に譲渡人、譲受人、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。橋本推進委員については、後日確認していただきました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 9 6 号 順位 2 番 説明】
篠 崎 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である ひょうどうともゆき 兵頭知幸委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。
議 長 (兵頭委員)	谷口委員は退席願います。
	(谷口委員 退席)
議 長 (兵頭委員)	それでは順位 3 番について、兵頭委員より説明願います。

兵 頭 委 員	議席番号 6 番 兵頭です。 議案第 9 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 9 6 号 順位 3 番 説明】
兵 頭 委 員	8 月 1 8 日に譲受人、田中推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 9 6 号 順位 3 番 説明】
兵 頭 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長 (兵 頭 委 員)	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長 (兵 頭 委 員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長 (兵 頭 委 員)	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長 (兵 頭 委 員)	事務局は谷口委員を呼んできてください。
	(谷口委員 着席)
議 長 (兵 頭 委 員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長	続いて日程第 3 議案第 9 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位 1 番について、 しのざきひであき 篠崎英明委員より説明願います。
篠 崎 委 員	議席番号 3 番 篠崎です。 議案第 9 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」順位 1 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 9 7 号 順位 1 番 説明】

篠崎委員	8月18日に代理人、譲受人、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。橋本推進委員については後日確認していただきました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第97号 順位1番 説明】
篠崎委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第97号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることに異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第97号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭知幸 ^{ひょうどうともゆき} 委員に交代します。
	(議長交代)
議長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。
議長 (兵頭委員)	順位2番について、谷口委員より説明願います。
谷口委員	議席番号14番 谷口です。 議案第97号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第97号 順位2番 説明】
谷口委員	8月18日に譲渡人、譲受人、田中推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第97号 順位2番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくをお願いします。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)

議 長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長	続いて日程第 4 議案第 9 8 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事 務 局	それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第 9 8 号 順位 1 番から 1 2 番まで説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位 1 番から 1 2 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 8 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」順位 1 から 1 2 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 8 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」順位 1 番から 1 2 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	日程第 5 議案第 9 9 号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」を議題とします。事務局より説明願います。

事 務 局	失礼します。 議案第 9 9 号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」説明します。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 におきまして、「計画の変更を行う場合は、農業委員会の意見を聞くものとする。」と定められています。 そのため町長より同計画の変更について意見を求められたものであります。
議 長	順位 1 番について毛利久志 ^{もうりひさし} 委員より説明願います。
毛 利 委 員	議席番号 1 2 番 毛利です。 議案第 9 9 号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位 1 番の説明をします。
	【調査書に基づき、議案第 9 9 号 順位 1 番 説明】
毛 利 委 員	8 月 1 8 日に代理人、申請人 3 名、浅野農業委員、事務局 2 名、私の計 8 名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします
	【調査書に基づき、議案第 9 9 号 順位 1 番 説明】
毛 利 委 員	以上により、申請地は農用地区域から除外しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、毛利委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
議 長	山下農業委員。
山 下 委 員	はい。議席番号 1 0 番山下です。これは何をするところですか。
議 長	事務局願います。
事 務 局	改質リグニンと書いてありますが改質リグニンというのは植物全体にあるんですけど、今回この実証事業につきましては杉材を使って杉材の中に約 3 0 %入っているリグニンを抽出して、それからこのプラントで樹脂製プラスチックの材料までもっていくような実証プラントを作る予定です。改質リグニンというのは植物全体にあるような物質でして杉の中にもあるし檜の中にもあるんですけど今回杉材で改質リグニンを作ります。改質リグニンはなかなか今まで工業用製品としては使用できなかったんですけども、つくば市の方にある森林総合研究所の〇〇先生がこの抽出方法を見つけられて鬼北町で実証するということなので鬼北町と企業とが共同で実証するような形になります。今の社会的な流れで石油由来のプラスチックから天然由来のプラスチックに移行しているんですけどそういったことを鬼北が手を挙げてやっていくといった事業です。以上です。

議 長	山下農業委員いいですか。かまいませんか、僕1点だけ。すみません14番谷口ですが、これは永野市の変電所のとこにできるやつですよ。町がやりよることにどうこう言うつもりはないんですが、当初計画していた土地については全員の方に初期の計画どおりに土地を貸してもらうようになっているのかそれだけ確認しておきたいんですが。
事 務 局	当初の部分につきましては変電所の真下の部分です。すでに農振除外をかけているところで今回一体利用地として上がっている部分でバイオマス発電をやるということで5年以上前から企業が動いておりました。しかしながら、企業の資金調達の問題などから結果的には撤退ということになって用地の地権者につきましてはずっとその間待たれていたという状況です。地上権だけの設定の契約を結ばれて全然収入がないような状況で地権者の方はいらっしゃったんですが、今回地権者にこの話を話したところ皆さん承認いただいて改質リグニンの工場及び木材を置く土場に利用してくださいということで承認をいただきました。そして新たに今回農振除外をかけているところを用地として考えているというような状況です。以上です。
議 長	浅野農業委員。
浅 野 委 員	議席番号11番浅野です。わかったようなわからんようなことなんですよ。改質リグニンですかそして杉から取る言われてるけどどうやって取るんやろかアドバンテックという会社ですよ、これは前みたいに途中で廃止になることはないんですかね。それはよく調べてもらわんとどうしようもないしこれ資料見よったら年間1200トンの杉材を利用するとなっています。これ材料あるんですかね。間違いなく。皆さんこれ分かりますか分からんと思うんですよ。もう一回説明してもらったらいいいんだと思いますけども今日可決せんといかんですかね。
議 長	事務局お願いします。
事 務 局	はい、今浅野委員から3つほどご質問ありましてどうやってリグニンを抽出するのかということが1点ありました。改質リグニンにつきましては、杉材を木粉にしてそれと化粧品などに使われるポリエチレングリコールと言われる溶液と混ぜます。そこに温度をかけて木材なのでもちろんセルロースとかフェミセルロースがあります。それがだいたい7割。残り3割はですね改質リグニンができる。その改質リグニンを使ってプラスチックの樹脂の原料にしていくのが製造のやり方です。企業は大丈夫かというご質問がございました。町の方としてもそこはきちっと調べないといけないということで帝国データバンクのデータ近年の業績等を調査して大丈夫という状況でありました。木材の調達につきましては前々から農林課の方で木材を取り扱う伐採されている事業体それから市場近隣のところにございます〇〇木材それから〇〇、〇〇市場ここらと協議を進めて参りまして実証段階での木材調達は間違いなく町内の取り扱いの中でできます。今後はです

	ね、商業ベースになっていくのが今後約4年後になるんですけどその場合はですね、やはり木材量がもしかしたら不足するかもしれないので南予一帯の木材取扱いの事業体にも声をかけたいと考えております。もともと〇〇市場につきましては町内産だけではなくて高知県材が多数入っています。したがって町内の木材もありますが今回の中には高知県から伐採された木材も入ってくるような形にはなります。現在のところ木材の調達については協定を結べる直前まではいっております。各事業体と。今その協議会を作って来月4日ぐらいには各事業体と町と木材供給協定を結ぼうと考えております。以上でございます。
兵 頭 委 員	ちょっと説明をいいですか。私日吉農林公社の役員をしておりますのでこの説明を前から受けておるわけですが、石油のプラスチックは結局分解されないで海洋生物に全部蓄積していくんですよ。なかなか分解が遅いんですよ。それを木材でやると分解が早いので魚類に対しても影響が少なくなる西条の会社が木材からする方法を開発されましてそれをまだ生産ペースではないと思いますけどもそれを今から世界の流れとして石油からは作らないで環境のいい木材とかそれで世界の海を綺麗にしていく大きなものではあると思いますけどもそういうことで町長さんがそれやったらいうことで木材が使えるから山が活性化するからということで農林公社での説明でした。だからプラスチックを新しくするということです世界中が。石油製品から自然の木材に。簡単に言うたらこういうところなんですけど。
議 長	14番谷口なんですけど浅野さんが言われたことは僕も分かると思います。原材料というのは随時年間通してできるものだったらいんですけど杉材と言われましたのでそういう中で杉材は早くても30年から40年にかかるからそれからになってくるとは思うんですけどもそこら辺の心配をされているんやろうと思うのと、あとはバイオの時には雑木などの枝葉それから材木の切り出しの時に〇〇木材とかは綺麗な木材だけを持っていくんやけども枝を落としたものとか持っていったらそれで収入上がるんよと林業の人から聞いたことがあったもんですから、それいいことやねって言うていらんところは切ってもいいのではないかなと想像はしとったんですけどそこら辺のことも併せながら鬼北町だけではなくて地域との力を合わせながら会社を盛り立てて行って中心が鬼北町にあるという形のものを町としても考えてもらいたいなと思います。さきほど僕が質問したのは要するに原材料の置場というかそういう関係で僕が作りよったところの何件もがもういいんよもう来年にはなるんよといった感じで2年3年僕もまた作ってやまた作ってや言われて手を引いとったんやけどこの間農地パトロールの時に毛利農業委員にも聞いたんですけどここはどうなるのと言ったらちょっとはっきりしてなかったのでもそこを確認させていただけたらと思いました。当初の予定しとった土地の地主さんたちのその土地っていうのが今回の事業でやってもらえるんやったらそれはそれで町のためになるんやな

	いかなと思いましたが色々大変やと思うんですけど町の方も頑張ってもらって前みたいに破棄にならんようにしてもらえたらと思いますのでよろしくお願いします。
浅 野 委 員	11番の浅野です。この間毛利さんと現場を確認したんですけど現場に1つだけ空いたところがあるんでよね。売ってもらえないというあれはもう1回ダメ押しで行ってもらってですね町の考え方があるんだから町長にでも行ってもらって売ってもらえたら非常に空いていたら邪魔ですよ事業をやるうえでですのでもう1回頼んでもろてそれでいけないんだったらいけんですけどぜひ行ってみてくださいお願いします。
事 務 局	はい、浅野委員からありがたいお言葉いただきましたが長い間ですね交渉をいたしました。あの土地については相続権が発生していて、やはりその相続権を持たれている人の中で1名だけどうしても交渉ができない方がいらっしゃいます。どうしても事業の理解以前の問題です。ですので今の段階ではあきらめている状況ではございます。ご理解いただけたらと思います。
議 長	他にございませんか。
芝 委 員	推進委員の芝ですが、この計画自体私もよくわからないんですけど、中に資金計画書がありますよねこの中で土地取得代17,000,000円とあるんですが、そもそもこの土地の部分についてはこの会社が結局買い上げるということですか。それとも町が土地を買ってこの会社に貸すということなのか。それともひとつさっきも浅野さんの質問の中にありますが、これは実証事業ですよ何年やるんですか。その時のさっきもあった経営収支をきちんと出してもらわんとわからんのかないんですかね。杉の話も結構出ておりましたが2、3年前ウッドショックで結構値段が上がったという割には鬼北町の森林があまり売れてないですね。売れない材木もこの事業に乗せれば林業者が生活できるような金額で買っていただけるのかその辺も含めた分かりやすい説明をしていただかないと私個人もそうですが住民の方もたくさん分からん方も多いんじゃないですかね。結局こういうのはやったところで永遠に続くものならいいんですけどこの事業自体実証事業となっているので、たぶん5年か10年かで切れるんじゃないかと思うんですがその後どうされるのか。その辺まで踏まえた検討されているのでしたら話をさせていただいたらと思います。以上です。
議 長	事務局お願いします。
事 務 局	はい。まず土地につきましては企業が借りるもしくは買収する流れでやっております。今回の事業は鬼北町と企業が共同で事業の実施をしていきます。実証期間の経営の収支のお話がございましたが、実証期間につきましてはこれから4年間来年度中に建設事業が完了しそこから実証事業1年半やる予定です。その間の経営は全部自費となります。その間販売はいたし

	ません。実証期間につきましては売り上げてはいけないということで補助金をいただいております。ですので販売は発生しませんのでそこでの経営の収支の販売収入はないという状況で自費で運営して実証を行うという流れです。できた原料につきましては、各樹脂製プラスチックを使われる企業へサンプルとして提供することはできますが、販売はできない状況です。実証期間が終わりましたらその後は、そこで実際の社会実装に向けて販売もする。目標では実証期間内に年間１０００トンの改質リグニンを作りますが、その倍の２０００トンの予定で改質リグニンを製造し全国もしくは世界へ販売していく形となります。材調達の単価につきましての質問ですが、今ですね材の価格につきましては上がり気味になっています。ここで使う材については柱材に使われない低質材を考えていますが、やはり高知県とか近くにですねバイオマス発電の施設がありましてそちらに低質材が引っ張られる関係で若干上がっております。そこを踏まえて単価の設定を企業と町と事業体と考えているところです。企業がしてしまうとどうしても材の価格が上がらず木材の価格が低迷して今までの同じような形になるかもしれませんが、そこに町が一緒にやることによって安く木材を調達するのではなくて森林の整備につながるような価格設定で木材を調達していくということを考えております。以上です。
議 長	芝推進委員。
芝 委 員	考えておりますでは私もわからんですけど、リグニン言うのはそもそも樹木で言うとは樹皮に多いんですよ。皮を使うのであればわかるんですけど木材全体を使うということになったら効率が悪いように思います。リグニンの割合にしても。もうひとつは私がなんで経営のことを言うのかというと実証事業でやってうまくいかなかった時に当然企業ですから止めると思うんですよ。赤字を割いてまでやるところはないと思うので。その辺ももう少し会社自体も念書など書いて例えば、２０年はやるとかいう話ならまだわかりますがそういったものが全くない状態の中で漠然と言われてもいいことの話しか聞こえてこないの、過去いろいろ工業誘致を県も含めてやってきましたけどなかなかうまくいかないところもありますので、その辺再度検討した中で採算がとれるような形を最初から計画していかないと売らなくても結局は森林材料買うわけですから。しかもどうも今日の話だと国の補助金も出てるのでその辺も含めて慎重な検討をお願いいたします。以上です。
議 長	事務局お願いします。
事 務 局	はい。まずリグニンにつきましては皮に多いとお話しあったんですが今回の改質リグニンにつきまして皮は使いません。木材の中身だけです。皮はバーカーで剥がしてしまいます。それはなぜかということ最終的に工業製品としてこの原料を使います。工業製品に使うためには原料の安定、それが

	一番大事なことで皮を使うことによって今のところ工業製品としての安定性がまだ確保できていない。木材の中身でやることによって工業製品レベルの原料として使えるということが〇〇博士の特許の中で分かっているような状況で今回スタート段階では使用いたしません。今後、そこは皮にも他の植物にもリグニンがありますのでいろいろと考えていくことはあるかもしれませんが、今回はスタート段階で杉の皮を除いたものでリグニンを製造していきます。もうひとつ会社の方のご心配をいただいておりますが、確かに議会でも説明した時にですね、実証がうまくいかなかったら撤退するのではないかとのご心配をいただきました。企業も町もリグニンを実証の段階で実証というのはですね製造スピードを上げていくことまた、現段階ではまだコストが高いので採算ベースに乗せれるようにコストを下げていく。製造自体は今つくば市と常陸太田市にすでに小さなプラントが２個あります。そこで確認が取れておりますので後は採算ベースに乗る製造スピードをこちらの方で実証するという事を考えております。実証期間１年半という中で実証ができなかった場合さらにそこからうまくいかないからと言って撤退するのではなくて、そこをひとつのステップとして次の段階に繋げていく世界でここだけのプラントですのでそれを成功させるために企業と町と一緒に共同でやっていくという考え方で今取り組んでいるところです。ご理解いただきたいと思います。
議 長	山田農業委員。
山 田 委 員	議席番号８番山田です。ひとつだけ気になったのがリグニンを抽出するためにたぶん目で見たってわかるわけないから薬品を使ってリグニンを抽出するんだと思うんですけど。薬品を使用した時に万が一それが周りの環境に影響を及ぼす可能性はないんですかね。周りを見たら田畑が多いからそこが一番問題ではないですかね。その点だけ。
議 長	事務局お願いします。
事 務 局	はい。山田委員がご心配されていることは地域でもご心配があることで改質リグニンを抽出するために先ほど言いました、化粧品材料のポリエチレングリコールそれから希硫酸を使います。当然それが外に出ると今まで自然界にないものがそこに出てしまいますのでそれが出ないような実証プラントにしていく必要がございます。それしか方法がないと考えております。そこは町も企業もそれから周辺の方でもご心配されておりますし、確かに今までいろんなところで漏れたという話がありますが安全に取り組んでいかなければならないと考えています。以上です。
議 長	１４番谷口です。私が何回も言うことではないですが一番はですね前回の案件の時にどこからも報告がなかった。今回は年度年度の報告というかそういうものを地元の人には特にですし、農業委員会の総会にかける以上は随時報告していただけたらと思います。色んな人に聞かれたときに中

	途半端な回答しかできなかった時に心苦しい思いをしたことがあったので提案した立場として経過報告をしてもらいたいと思います。
浅 野 委 員	1 1 番浅野です。世界で初めてするわけだから失敗することもあるわけですよ当然。それはいいんだけど、会長さんが言われたようにですねやっぱりね私たちも知っとかないかんですよね。住民に聞かれるのだからその時に聞かれるのだからぜひですね今度から、途中経過を3回に1回でもですね説明してもらえたら非常に心強いと思います。お願いいたします。
事 務 局	はい。
議 長	他にご意見ございませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第99号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番は支障のないものとして回答することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第99号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番は支障のないものとして回答することと決定させていただきます。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第26回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	1 0 番
	1 1 番